

上尾市税条例及び上尾市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 2 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 7 号

上尾市税条例及び上尾市手数料徴収条例の一部を改正する条例

(上尾市税条例の一部改正)

第 1 条 上尾市税条例（昭和 3 0 年上尾市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 4 第 1 項本文中「交付」の次に「（法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

(上尾市手数料徴収条例の一部改正)

第 2 条 上尾市手数料徴収条例（平成 1 2 年上尾市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「証明」を「証明書の交付（同法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」に改め、同条第 2 号中「固定資産に関する証明」を「固定資産に関する証明書の交付（同法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」に、「事項に関する証明」を「事項に関する証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（同法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」に改め、同条第 2 号の 2 中「固定資産課税台帳」の次に「（同項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「交付」の次に「（同法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものに記録をされている事項を記載した書類の閲覧及び交付を含む。）」を加え、同条第 2 号の 3 中「交付」の次に「（同法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該土地名寄帳又は家屋名寄帳に住所に代わる事項の記載をしたものに記録をされている事項を記載した書類の閲覧及び交付を含む。）」を加える。

別表 2 の項中「証明手数料」を「証明書の交付手数料（同法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付に係るものを含む。）」に改め、同表 3 の項中「証明手数料」を「証明書の交付手数料（同法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付に係るものを含む。）」に改め、同表 3 の 2 の項中「固定資産課税台帳」の次に「（同項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「交付手数料」の次に「（同法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものに記録をされている事項を記載した書類の閲覧及び交付に係るものを含む。）」を加え、同表 3 の 3 の項中「証明手数料」を「証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付手数料（同法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付に係るものを含む。）」に改め、同表 3 の 4 の項中「交付手数料」の次に「（同法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該土地名寄帳又は家屋名寄帳に住所に代わる事項の記載をしたものに記録をされている事項を記載した書類の閲覧及び交付に係るものを含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 第 1 条の規定による改正後の上尾市税条例第 1 8 条の 4 第 1 項（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 8 2 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる同法第 2 0 条の 1 0 の規定による証明書の交付について適用する。
- 3 第 2 条の規定による改正後の上尾市手数料徴収条例（以下「新手数料条例」という。）第 3 条第 1 号及び第 2 号（地方税法第 2 0 条の 1 0 の規定に基づく固定資産に関する証明書に関する部分に限る。）並びに別表 2 の項及び 3 の項（これらの規定中同法第 3 8 2 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる当該証明書の交付について適用する。
- 4 新手数料条例第 3 条第 2 号の 2 及び別表 3 の 2 の項（これらの規定中地方税法第 3 8 2 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされ

る同法第382条の2第1項の規定に基づく固定資産課税台帳（同項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）に記録をされている事項を記載した書類の閲覧及び交付について適用する。

5 新手数料条例第3条第2号（地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記録をされている事項に関する証明書に関する部分に限る。）及び別表3の3の項（これらの規定中同法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる当該証明書の交付について適用する。

6 新手数料条例第3条第2号の3及び別表3の4の項（これらの規定中地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同法第387条第3項の規定に基づく土地名寄帳又は家屋名寄帳に記録をされている事項を記載した書類の閲覧及び交付について適用する。